

設 計 図 書

(起工)

工事(業務)番号 8壱文ス第38号

工事(業務)名 壱岐文化ホール消防用設備保守点検業務

工事(履行)
場所 壱岐市郷ノ浦町本村触

長崎県壱岐市

壱岐文化ホール消防用設備保守点検業務仕様書

本委託業務は、壱岐文化ホールの消防用設備について、消防法第17条の3の3及び消防法8条の2の2の関係法令等の規定による点検に関する業務を委託するものとする。

1. 委託業務の名称 壱岐文化ホール消防用設備保守点検業務
2. 業務の対象物件 壱岐文化ホール（壱岐市郷ノ浦町本村触 445 番地）
3. 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日
4. 委託業務の内容

(1) 点検の内容及び時期は次のとおりとする。

【点検資格】

点検は、消防設備士、防火対象物点検資格者等の有資格者が実施すること。
また、壱岐市に在住し即座の対応が可能な者とし、再委託はできないものとする。
※ 壱岐市消防本部へ消防用設備業の届け出が必要になる。

【点検の時期】

① 外観点検及び機能点検 8月頃

※ 消火器の機能点検において消火器薬剤の入替えをすること。（年間10本程度）
また、消火器の薬剤の入替えの必要が無い場合（消火器の新規購入等）は発注者と協議の上、薬剤入替えの本数を決定すること。

② 総合点検 2月頃（外観、機能点検を含む）

③ 防火対象物点検 2月頃

※ 8月、2月点検時に消防防災訓練を行うときは、参加協力（機器の説明等）を
お願いします。

【点検内容】

消防法等の関係法令に基づき点検・報告をすること。また、法令改正等があった場合、それに準じて点検・報告をすること。

(2) 消防用設備等の種類

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 消火器 | ⑥ 非常警報(放送)設備 |
| ② 屋内・屋外消火栓設備 | ⑦ 非常灯・誘導標識 |
| ③ スプリンクラー消火設備 | ⑧ 防火・防排煙設備 |
| ④ 泡消火設備 | ⑨ 自家発電設備 |
| ⑤ 自動火災報知設備 | ⑩ 蓄電池設備 |

(3) 点検が完了したとき、下記の報告書を提出すること。

①消防用設備等点検結果報告書 3部

②各点検表 3部

③点検写真(作業中・不具合箇所等) 1部

※報告書・点検表は消防署1部・発注者1部・受注者1部を保管する

(4) 消防用設備等に故障があるとき、その他設備が正常に作動していないことを発見したとき、又は発注者によって依頼があったときは、直ちにその原因を調査し、その結果を報告すること。

5. 内 訳 書

※ 図面等確認のうえ、法令に規定する点検を行うこと。

① 消火器

・粉末ABC消火器(A-3・10型)	計 56本
(1)地下駐車場	15本
(2)1階舞台・客室・集会場	15本
(3)2階客室・会議室	11本
(4)3階投光室・機械室	6本
(5)4階投光室・機械室	4本
(6)外周ガスボンベ庫	1本
(7)オイルタンク室	2本
(8)小金丸記念館	2本
・薬剤詰替え	年間 10本

② 屋内消火栓設備等

1	加圧送水装置(P. M)	1 台
2	呼水装置	一 式
3	操作盤	1 面
4	消火栓(屋内1号)	27 基
5	起動スイッチ	27 個
6	標示灯	27 個
7	表示盤	1 台
8	連動試験(放水試験含む)	一 式
9	常用電源	一 式
10	配線点検	一 式

③ スプリンクラー消火設備

1	加圧送水装置(P. M)	1 組
2	起動装置(P. T)	一 式
3	呼水装置	1 台
4	ヘッド	137 個
5	操作盤	1 台
6	流水検知装置(自動警報弁)	1 台
7	” (自動警報弁)	5 台
8	流水検知装置(圧力スイッチ)	5 個
9	手動開放弁	10 台
10	表示盤	1 台
11	連動試験費	一 式
12	送水口	1 組
13	常用電源	一 式
14	配線点検	一 式

④ 泡消化設備

1	泡タンク(操作部共)	一 式
2	加圧送水装置(P. M)	一 式
3	起動装置(P. T)	一 式
4	呼水装置	一 式
5	泡ヘッド	672 個
6	感知装置(感知ヘッド)	319 個
7	操作盤	1 台
8	流水検知装置(自動警報弁)	2 台
9	” (自動警報弁)	2 台
10	自動弁	62 台
11	手動弁	62 台
12	表示盤	1 台
13	混合装置	一 式
14	常用電源	一 式
15	配線点検	一 式

⑤ 自動火災報知設備

1	受信機P型1級(50回線)	1 面
2	作動式スポット型熱感知器	374 個
3	定温式スポット型熱感知器	23 個
4	煙感知器	97 個
5	発信機(1級)	28 個
6	消火栓始動装置	一 式
7	表示灯	28 個
8	配線点検	一 式

⑥ 非常警報(放送)設備

1	増幅器操作部(480w)	1 台
2	自動火災報知設備連動	一 式
3	スピーカー回路(スピーカー)	182 個
4	スピーカー回路(音量調整器)	29 個
5	配線点検	一 式

⑦ 誘導灯・誘導標識

1	誘導灯(中型・小型)	135 個
2	誘導灯(大型)	57 個
3	配線点検	11 箇所

⑧ 防火・防排煙設備

1	連動操作盤(10回線)	1 個
2	煙感知器	7 個
3	熱感知器(定温式)	12 個
4	防火扉	4 個
5	シャッター	9 箇所
6	垂れ壁	1 箇所
7	配線点検	一 式

⑨ 自家発電設備

1	発電機	一式
2	原動機	一式
3	負荷運転	一式

⑩ 蓄電池設備

1	蓄電池(HS-150E 12セル 24V150AH)	一式
2	充電装置	一式

6. 防火対象物点検

1 業務場所 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 445 番地 壱岐文化ホール内

(1) 点検項目及び点検内容

消防法施行規則第4条の2の6の規定に基づく防火対象物の点検基準に従い点検することとする。

(2) 点検実施日

受注者は点検実施日を予め発注者に連絡すること。

(3) 点検資格者

受注者は点検において消防法に定められた資格を有する者が実施すること。

なお、点検資格者であることが証明できる書類を提出すること。

また、壱岐市に在住し**緊急時**の対応が可能な者とする。

(4) 点検報告書の提出

受注者は、点検終了後に点検報告書を作成し、発注者の確認を受けること。

(5) 消防法の遵守

受注者は全ての業務において、消防法に従い実施すること。

2 業務に係る費用の負担

業務に係る費用については受注者の負担とする。

3 賠償責任

業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）については、受注者は生じた経費分を負担する。

ただし、その損害が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

4 点検時間

原則として平日9時から17時までとし、これによらない場合は発注者と協議のこと。

5 その他

上記仕様によらない場合及び詳細については、担当者の指示によること。

参 考 資 料

(起工)

工事(業務)番号 8壱文ス第38号

工事(業務)名 壱岐文化ホール消防用設備保守点検業務

工事(履行)場所 壱岐市郷ノ浦町本村触

《特記事項》

本資料は、あくまで入札参加業者の適正・迅速な見積りに供するための参考資料であり、何ら請負契約上の拘束力を生ずるものではない。

業務の実施にあたっては、この趣旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。

長崎県壱岐市

総括表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
A.機器点検		式	1			別紙明細
B.総合点検		式	1			別紙明細
防火対象物定期点検		式	1			
小 計						
消費税						
合 計						

内 訳 書 (A 機 器 点 検)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
A.機器点検						
①消火器点検		式	1			
②屋内消火栓設備		式	1			
③スプリンクラー設備		式	1			
④泡消火設備		式	1			
⑤自動火災報知設備		式	1			
⑥非常警報(放送)設備		式	1			
⑦誘導灯・誘導標識設備		式	1			
⑧防火・防排煙設備		式	1			
⑨自家発電設備		式	1			
⑩蓄電池設備		式	1			
計						

内 訳 書 (B 総 合 点 検)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
B.総合点検						
①消火器点検		式	1			
②屋内・屋外消火栓設備		式	1			
③スプリンクラー消火設備誘導灯		式	1			
④泡消火設備		式	1			
⑤自動火災報知設備		式	1			
⑥非常警報(放送)設備		式	1			
⑦誘導灯・誘導標識		式	1			
⑧防火・防排煙設備		式	1			
⑨自家発電設備		式	1			
⑩蓄電池設備		式	1			
計						